

広げよう・せまい道 広げよう・住みよいまち

【豊明市建築行為等に係る後退用地及び隅切り用地に関する要綱の概要】

◆安心して暮らせるまちづくりには皆さんの協力が必要です

道路は、人や車の通行に利用する以外にも日当たりや風通しを良くし、住みよい環境をつくり、また、災害に強いまちをつくるためにも役立っています。しかし、古くからの市街地等では道の幅員が4m未満の道路が存在します。このような道路は、車と歩行者が安全にすれ違うことができない、消防や救急活動に支障をきたすことも予想されます。狭い道路が抱える問題を解決するため、市民の皆さんが建物の新築・増改築などをされる場合に、4mの道路幅員を確保できるように後退していただく要綱を定め、市民の皆さんと協力しながら狭い道路の改善を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

◆広げようとする道路(後退をしていただく道路)

次の道路が該当します。

- (1) 道路法で認定している道路で幅員が4m未満のもの
- (2) 建築基準法第42条第2項に該当する道路

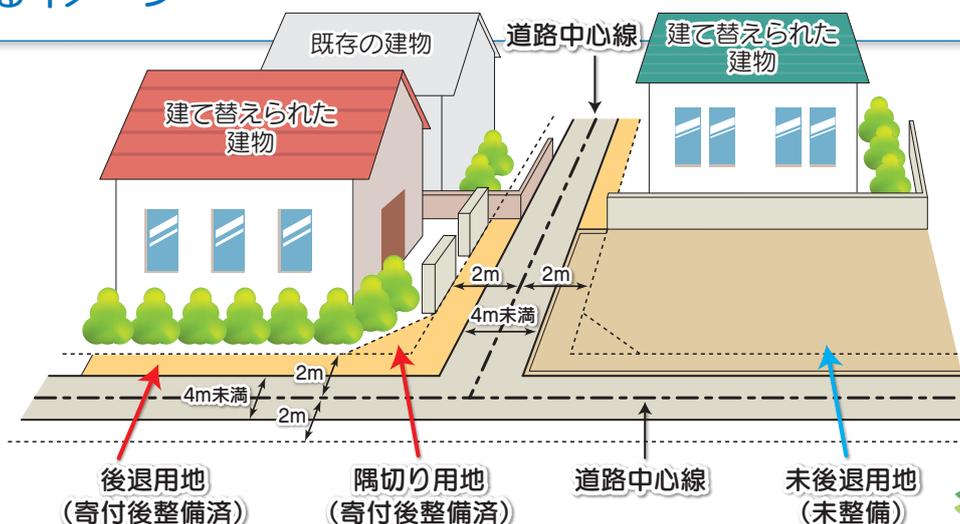
該当するかは、都市計画課にご確認ください。なお、道路の隅切り部分も後退対象です。



建築基準法第42条第2項に該当する道路とは…

建築基準法第42条第2項では、現に建築物が立ち並んでいる幅員が4m未満の道で特定行政庁(愛知県)が指定した道路

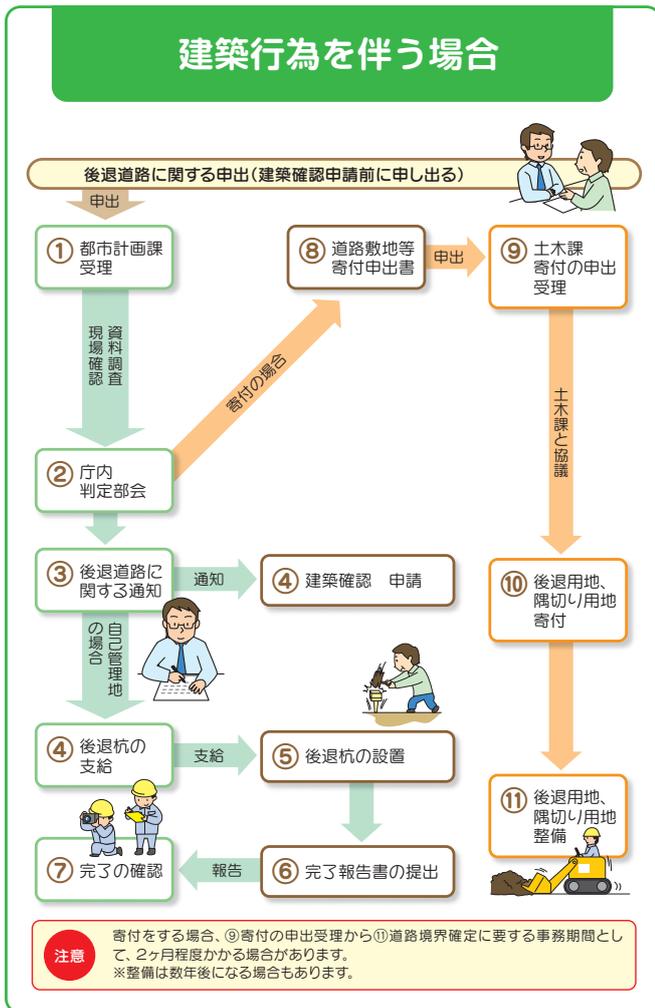
◆「豊明市建築行為等に係る後退用地及び隅切り用地に関する要綱」によるイメージ



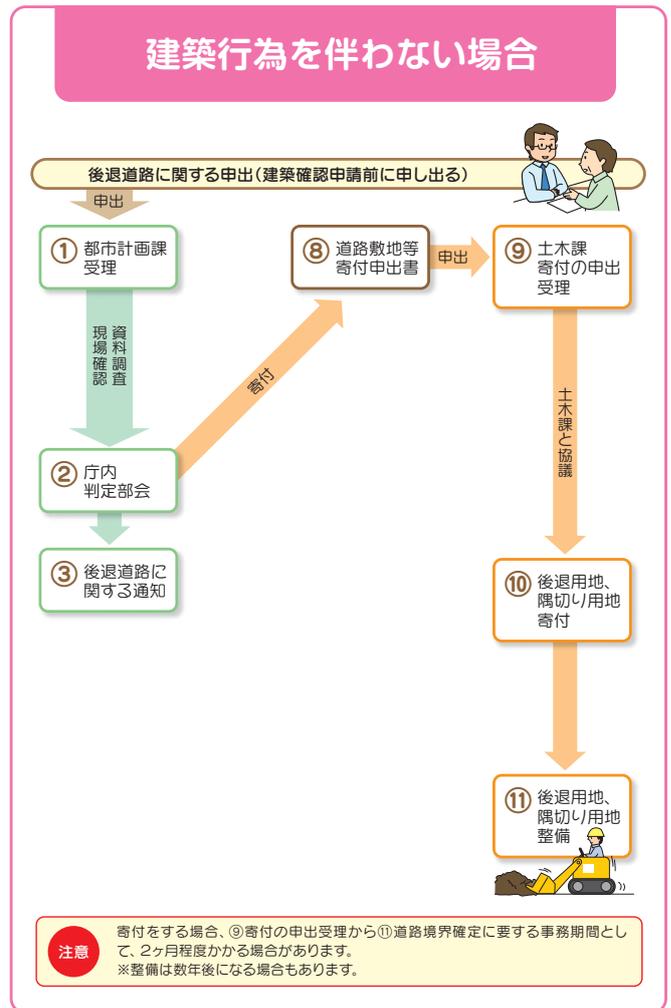


後退道路の手続きの流れ

建築行為を伴う場合



建築行為を伴わない場合



後退道路、隅切り用地の取扱い

自己管理をする場合

市への寄付がされなかった後退用地、隅切り用地は、所有者等が自己で管理する土地となります。

- ①市が支給する後退杭又は鋸を設置していただきます。
- ②道路の形状と同程度に整備し、維持管理しなければなりません。

寄付をする場合

後退用地、隅切り用地を市へ寄付する場合、後退線及び隅切り線の分筆に係る費用を市が負担できる場合があります。

手続きについては、豊明市道路敷地等寄付受納要綱に基づきます。詳しくは、土木課(TEL 92-1116)へお問い合わせください。

● お問合せ先・申請先 ●

豊明市 都市計画課

TEL 0562-92-1114 FAX 0562-92-1141

